

通所介護事業運営規程

社会福祉法人 愛心会
通所介護事業所 ロイヤル千葉グリーンホーム

(事業の目的)

第1条 社会福祉法愛心会が開設する通所介護事業所 ロイヤル千葉グリーンホーム（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護の状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 通所介護事業所 ロイヤル千葉グリーンホーム

(2) 所在地 千葉市緑区あすみが丘東 2-21-1

(従業者の種類、人員及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で常勤換算3人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 営業日ごとに1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのみ必要な機能の減衰を防止するための機能指導や助言を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1日あたり35名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始は元旦のみ休業し、利用者の状況に応じて休業する場合もある。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(ア)生活指導（相談援助等）

(イ)機能訓練（日常動作訓練）

(ウ)介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）

(エ)介護方法の指導

(オ)健康状態の確認

(カ)送迎

(キ)入浴

(ク)食事

(通所介護の利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時はその負担割合に応じる料金とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 通常の事業の営業時間外の利用については、別に定める料金表によるものとする。ただし、原則として送迎は利用者又は家族において行うものとする。

(2) 第8条の通常の実施地域外の送迎は、別に定める料金表によるものとする。

(3) 食事代

(4) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業に実施地域は、千葉市(緑区)、大網白里市、東金市、茂原市の一部地域を区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることが出来るものとする。

4 その他この規定に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主事の医師に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(その他の事項)

第13条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適切な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛心会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

第14条 指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員者に周知徹底を図ることとする。

2 指定通所事業所における虐待防止のための指針を整備することとする。

3 指定通所事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的に(年3回以上)実施することとする。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第15条 自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を実施する。

大地震等の自然災害や感染症の蔓延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

附 則

この規定は、平成 25 年	1 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年	7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年	5 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年	4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年	10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 06 年	4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 06 年	8 月 1 日から施行する。

通所介護相当サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛心会が開設する通所介護 ロイヤル千葉グリーンホーム(以下、「事業所」という。)が行う指定通所介護相当サービスの事業(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護認定(要支援1. 2)の状態にある高齢者(以下、「要支援者等」という。)に対し、適切な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 通所介護 ロイヤル千葉グリーンホーム

(2) 所在地 千葉市緑区あすみが丘東2-21-1

(従業者の種類、人員及び職務内容)

(通所介護相当サービスの内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 営業日ごとに提供時間を通じて1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で3人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 営業日ごとに1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための機能指導や助言を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、通所介護事業と合わせ1日あたり35名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始は元旦のみ休業し、利用者の状況に応じて休業する場合もある。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする

(通所介護の内容)

通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

(ア)生活指導(相談援助等)

(イ)機能訓練(日常動作訓練)

(ウ)介護サービス(移動や排泄の介助、見守り等)

(エ)介護方法の指導

(オ)健康状態の確認

(カ)送迎

(キ)入浴

(ク)食事

(通所介護相当サービスの利用料等)

第8条 介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市区町村が定める基準によるものとし、当該介護相当サービスが法定代理受領サービスである時はその負担割合に応じる料金とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、市区町村の定める基準により算定した費用との間に差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事代

(2) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。

4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を得る文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業に実施地域は、千葉市（緑区）、大網白里市、東金市、茂原市の一部地域を区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者が損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規定に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

(その他の事項)

第13条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適切な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業員でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛寿会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

5 通所介護相当サービス事業において、試行的取り組みとして評価対象となる期間（原則毎年1～12月まで）において、利用者の要支援状態の維持改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の次年度における当該事業者のサービス提供につき月100単位の加算を受けることができる。

第14条 指定通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ることとする。

2 指定通所事業所における虐待防止のための指針を整備することとする。

3 指定通所事業所において、従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的に（年3回以上）実施することとする。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第15条 自然災害発生時における業務継続計画(BCP)を実施する。

大地震等の自然災害や感染症の蔓延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

附 則

この規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 06 年 8 月 1 日から施行する。

重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建て
- (2) 建物の延べ床面積 4,633.86㎡
- (3) 併設事業指定通所介護・平成25年1月1日指定 千葉市 1270501552号

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設]平成25年1月1日指定 千葉市 1270501545号 定員80名

[指定短期入所生活介護]平成25年1月1日指定 千葉市 1270501560号 定員20名

2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者から聴取、確認します。
- (3) ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (4) ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (5) ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに緊急連絡先への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- (6) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 施設サービスの特徴

(1) 運営の方針

- ・施設では、利用者個人の尊厳を重んじ、人格を尊重し、利用者の皆様が住みなれた地域で安心して自分らしく自立した生活が送れるよう、支援させていただきます。
- ・施設では、利用者の皆様の生活の質の向上を目指し、十分な説明と利用者の自己決定・選択により、利用者本位のサービスを提供させていただきます。
- ・施設では、サービスの質の向上を図る為、自らに意識、技術の高揚、研さんに努めます。
- ・施設は、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者福祉の拠点として利用者やご家族が満足されるサービス創りを目指します。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・館内は、すべて禁煙です。
- ・設備・器具の利用は、職員にお尋ねください。
- ・金銭・貴重品の管理は、なるべく持ち込まないでください。
- ・所持品の持ち込みは、最小限のものとお願いします。

4. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 自衛消防組織・地域消防署の協力により緊急対応します。
- ・ 防災設備 スプリンクラー・非常火災通報設備・館内消火栓
- ・ 防火責任者 山川 慶彦

5. 施設・設備の使用上の注意

- ・ 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

事業者

「事業者名」 社会福祉法人愛心会 通所介護事業所 ロイヤル千葉グリーンホーム
「住 所」 千葉市緑区あすみが丘東 2-21-1
「代表者名」 施設長 榊田 貴美子 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印